

3 陳情 第 40 号	居宅部分を含めた土地の区道認定・決定の取消に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和3年10月18日受理、令和3年12月1日付託
陳情者	新宿区下落合————— —————

## ( 要 旨 )

—————居宅部分と「滝沢橋と—————の間の土地」の新宿区道（23-614）、並びに、「—————居宅玄関前の土地〔戸塚警察署の表現〕（公共事業協力後の残地）」の新宿区道（23-613の一部）認定・決定を取り消して下さい。

## ( 理 由 )

- 1 地番東京都新宿区下落合1丁目（旧戸塚町4丁目）469-1、469-9、469-10、469-11、469-12、469-13、469-14と地番東京都新宿区下落合1丁目（旧戸塚町3丁目）461-3の土地の新宿区道認定・決定をされ、困り果てている。
- 2 新宿区みどり土木部等の「我々は管理部署だ。」と権力の下強引な一方的な対応対処、封じ込めに困り果てている。新宿区みどり土木部の説明は「区議会が道路認定・決定を取り消さない限り、何が何でも道路だ。」と言っているように聞こえる。———はまだ土地の測量をしていない。—————はまだ土地代金を貰っていない。
- 3 昭和40年代の大臣認可の下行われた神田川分水路用地買収に協力後、知らない間に所有地が小さくなっている。欺されたという記憶もない。書面を一切持っていない。
  - (1) 地番469-12と地番469-13は昭和45年新宿区が土地の取引、登記をせず—————所有地を盗んで〔戸塚警察署の表現〕東京都に売渡した土地。国交省は「所有する謂われは一切全く無い。」と公言した。（罪名 公正証書原本不実記載等罪 刑法第157条）
  - (2) 地番469-9、地番469-10、地番469-11は土地所有者が別の人にすり替わり売買した土地。（平成26年東京都が書面開示。）
  - (3) 地番469-14は昭和47年頃当時新宿区に在った収用委員会が「水路が在った。」と土地代金を召し上げた土地。
  - (4) 父親は「所有地（地番469-1）東側の『水路』の土地代金を支払った。」と言った。

3 陳情第 40 号

- 4 区議会は司法書士等の言い分や個人的訴えを鵜呑みにし、家があるのを知りながら事情を熟知しながら、陳情者所有地の「南側」、「北側」（公共事業後残地全ての土地）を新宿区道として認定、決定したのではないか。
- 5 新宿区みどり土木部から「ガッチリとした鉄の門扉（神田川側（—————と滝沢橋の間の土地）に2ヶ所）を設置する。」と回答があったが、—————所有者への特種な配慮等—————維持管理に使用させるためか何時になっても設置しない。
- 6 国交省大臣官房会計課国有財産第二係は「新宿区が直接電話してくる。新宿区は本当に法律に則ってやっているのか。新宿区に訊くべきだ。」と言っている。
- 7 —————は登記書面等を全く一切持っていない。判子を押していない。—————建設に同意・承諾をしていない。戸塚警察署は「—————居宅玄関前の土地が道路法の道路にいつ成ったのか確認する書面を持っていない。新宿区に訊くべきだ。」と言っている。